

次世代育成支援対策推進法に係る行動計画

社員が出産・育児の際でも安心して活躍できる社内制度の周知及び、積極的に子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2030年3月31日
2. 内容

目標1：社内全体で育児休業を取得しやすい環境を整備し、
女性の育休取得率を100%、パパ育休取得率を30%以上とする。

<対策>

- 2026年4月 パパ育休についてのパンフレット作成・社内WEBでの配信
- 2026年4月～ 新役職者研修の際に、マタハラ・パタハラの周知を行う
- 2027年3月～ 毎年3月にパパ育休取得率を算出し、制度とともに再度周知する

目標2：労働時間管理の見直しを行い、残業時間を30%削減する。

<対策>

- 2026年4月～ 新たな管理方法の下、残業時間の実情把握を行う
- 2026年10月～ 改善点の洗い出しを行い、対策を検討・実行する
- 2027年10月～ 現行の制度を廃止し、新たな制度を施行する